

「航空法第 16 条に基づく整備・改造の実施について」（令和 2 年 6 月 17 日 国空機第 285 号）の一部改正（案）

改正後	改正前
整理番号 No. 1-501 令和 2 年 6 月 17 日 制定（国空機第 285 号） （略） 令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号） <u>令和●年●月 ●日一部改正（国空安政第●●号）</u> サーキュラー 国土交通省航空局安全政策課長 件名：航空法第 16 条に基づく整備・改造の実施について 1 目的等 1-1 目的 耐空証明書には、「航空機は条約及び法律並びに指定した用途及び運用限界に従って、これを整備し、及び運用するときは、耐空性を有することを証明する。」と記載されている。航空機の整備・改造が適切に行われ <u>ない場合、当該航空機の耐空性が維持されない可能性があることから、国土交通大臣は必要に応じ、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の規定に基づき、整備改造命令又は耐空証明の効力の停止等の措置をとる場合がある。</u> この点について、 <u>法第 16 条において</u> 、耐空証明のある航空機の利用者 <u>に対し</u> 、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を <u>法第 10 条第 4 項の基準に適合するよう維持しなければならないという整備・改造の実施義務が明示されている。</u> 本サーキュラーは、 <u>法第 16 条の規定に基づき</u> 、耐空性を有する航空機の利用者が、	整理番号 No. 1-501 令和 2 年 6 月 17 日 制定（国空機第 285 号） （略） 令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号） サーキュラー 国土交通省航空局安全政策課長 件名：航空法第 16 条に基づく整備・改造の実施について 1 目的等 1-1 目的 耐空証明書には、「航空機は条約及び法律並びに指定した用途及び運用限界に従って、これを整備し、及び運用するときは、耐空性を有することを証明する。」と記載されている。 <u>これは、安全運航のために耐空性を維持するには、航空機の利用者が責任を持って、適切な時期に、適切な方法で、必要な箇所の整備・改造を確実に行うことが不可欠であることを意味している。逆に言えば、航空機の整備・改造が適切に行われていなければ、耐空証明は無効であり、そのような航空機を運航してはならないと言える。</u> この点について、 <u>現行法上、航空機の利用者の当該義務が必ずしも明確でなかったことから、今般、令和元年 6 月に航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）が改正され、同法第 16 条の規定により</u> 、耐空証明のある航空機の利用者 <u>は</u> 、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第 10 条第 4 項の基準に適合するよう維持しなければならないという <u>航空機の利用者による</u> 整備・改造の実施義務が明示されることとなった。 本サーキュラーは、 <u>同法第 16 条の規定に基づき</u> 、耐空性を有する航空機の利用者が、

「航空法第 16 条に基づく整備・改造の実施について」（令和 2 年 6 月 17 日 国空機第 285 号）の一部改正（案）

改正後	改正前
法第 10 条第 4 項の基準等に継続的に適合させるために実施すべき整備及び改造の基本的な考え方を示す。 1-2・1-3 （略） 2 （略） 3 整備・改造の実施 3-1 （略） (1)・(2) （略） (3) 日常整備については、飛行規程及び ICA 等に従って項目を定め、飛行前及び飛行後に点検すること。なお、航空局、設計国又は製造国の航空当局及び<u>航空機並びに装備品等の製造者等の作成する整備に関する技術的資料（以下「技術的資料」という。）</u>に、飛行前及び飛行後の点検に係る整備項目が含まれていない場合には、当該点検を実施しなくてもよいものとする。 (4)～(8) （略） 3-2 （略） 3-3 （略） 3-3-1～3-3-7 （略） 3-3-8 その他の点検 航空機の使用人は、上記に掲げる整備・改造以外にも、法令及び航空局が発行するサーキュラーにおいて個別の点検等が求められているものもあるため、これらについても該当する場合には適切に実施すること。 例えば、具体的な点検例として次に掲げる点検があげられるため、参考にする。 (1)～(5) （略） (6) <u>規則第 150 条に基づき航空機に装備する救急用具については、品目毎に点検間隔及び要目を定めて点検等を行うこと。</u> <u>このうち、非常信号灯、救命胴衣又はこれに相当する救急用具、救命ボート、緊</u>	法第 10 条第 4 項の基準等に継続的に適合させるために実施すべき整備及び改造の基本的な考え方を示す 1-2・1-3 （略） 2 （略） 3 整備・改造の実施 3-1 （略） (1)・(2) （略） (3) 日常整備については、飛行規程及び ICA 等に従って項目を定め、飛行前及び飛行後に点検すること。なお、航空局、設計国又は製造国の航空当局及び<u>設計者等の作成する整備に関する技術的資料</u>に、飛行前及び飛行後の点検に係る整備項目が含まれていない場合には、当該点検を実施しなくてもよいものとする。 (4)～(8) （略） 3-2 （略） 3-3 （略） 3-3-1～3-3-7 （略） 3-3-8 その他の点検 航空機の使用人は、上記に掲げる整備・改造以外にも、法令及び航空局が発行するサーキュラーにおいて個別の点検等が求められているものもあるため、これらについても該当する場合には適切に実施すること。 例えば、具体的な点検例として次に掲げる点検があげられるため、参考にする。 (1)～(5) （略） (6) 航空機に装備する救急用具については、<u>航空法施行規則第 151 条により指定する期間ごとに点検</u>を行うこと。

「航空法第 16 条に基づく整備・改造の実施について」（令和 2 年 6 月 17 日 国空機第 285 号）の一部改正（案）

改正後	改正前
<u>急用フロート、落下傘、遭難追跡装置及び航空機用救命無線機は、技術的資料に従い点検等を行うこと。</u> <u>また、防水携帯灯、救急箱、非常食糧及び携帯灯は、以下のとおり、点検等を行うこと。ただし、型式証明や追加型式設計承認等の一部として当該救急用具が含まれる場合は、技術的資料に従い点検等を行うこと。</u> ① <u>不具合の発生状況等も考慮しつつ、意図する運航に使用可能な状態であることを確保するための点検を行うこと。</u> ② <u>電池又は蓄電池（以下「電池等」という。）を使用している救急用具については、救急用具に組み込まれている電池等を交換又は充電した際に、併せて、作動点検を行い、機能の確認を行うこと。</u> ③ <u>使用期限等の期限表示（以下「使用期限等」という。）のある救急用具については、それぞれの使用期限等を遵守し、使用期限等を超過する前に交換すること。</u> 3-4 （略） 4・5 （略）	3-4 （略） 4・5 （略）

附則（令和 6 年●月●日）

1. 本サーキュラーは、令和 6 年●月●日から適用する。